

## 委員会提出議案第4号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年3月25日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 岡 弘 悟

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

橋本市議会委員会条例(平成18年橋本市条例第229号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(<u>常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p>総務部の所管に関する事項          市民生活部の所管に関する事項  <u>政策企画室の所管に関する事項</u>  <u>秘書広報課の所管に関する事項</u>  <u>危機管理室の所管に関する事項</u>          出納室の所管に関する事項          消防本部の所管に関する事項          選挙管理委員会の所管に関する事項          監査委員の所管に関する事項          公平委員会の所管に関する事項          他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 経済建設委員会 6人  <u>経済推進部の所管に関する事項</u>          建設部の所管に関する事項          農業委員会の所管に関する事項          上下水道部の所管に関する事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>(<u>常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人  <u>企画部の所管に関する事項</u>          総務部の所管に関する事項          市民生活部の所管に関する事項</p> <p>出納室の所管に関する事項          消防本部の所管に関する事項          選挙管理委員会の所管に関する事項          監査委員の所管に関する事項          公平委員会の所管に関する事項          他の委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 経済建設委員会 6人  <u>経済部の所管に関する事項</u>          建設部の所管に関する事項          農業委員会の所管に関する事項          上下水道部の所管に関する事項</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。